知っていますか?インボイス制度



適格請求書発行事業者の登録申請を受付中!

多くの事業者の方が登録申請をされています!

早めの登録を受けることで、取引先へのお知らせがスムーズに!

- ・令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- ・インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- ・登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!

- ・e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて 早期に登録通知を受けることができます!
- ・e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます!電子データで受け取れば紛失のリスクがありません!
- ・個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター 0120 - 205 - 553



神戸町洋防団だより

静岡県清水町消防団との交流事業を実施

9月17日(土)~18日(日)にかけて、友好協定を締結している静岡県清水町消防団(山本俊洋団長)との交流事業を実施しました。

清水町消防団との交流は、平成6年の全国消防操法大会で優勝した神戸町消防団を清水町消防団が視察に訪れたことがきっかけではじまり、平成10年に友好協定を締結しています。それ以降、消防技術や防災活動について、情報交換等の交流を続けています。

1日目には、清水町消防団が令和2年度に受章された、消防団にとって最高の栄誉である(財)日本消防協会「特別表彰まとい」の受章祝賀会に参加させていただきました。また、2日目には清水町役場において研修

会を開催し、両町消防団の活動状況等の報告と、今後の活動について意見交換を行いました。

今回の交流事業で経験したことを今後の 消防団活動に活かしていきたいと思います。



清水町役場において研修会を実施



祝賀会場においてバラの花束を贈呈